

# 石川県公報

令和2年3月3日

第13285号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公安委員会	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	4
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	<b>選挙管理委員会</b>	
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○政治団体の届出の公表	4
○都市計画の変更 (都市計画課)	2	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	5
<b>公 告</b>		○政治団体の解散の届出の公表	6
○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	2	○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	6
○令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告 (建築住宅課)	3	<b>人事委員会</b>	
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3	○公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則 の一部を改正する規則	6
		○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則	7

## 告 示

### 石川県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
水野歯科浜町クリニック	白山市美川浜町タ37	令和2年2月10日

### 石川県告示第61号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
水野歯科浜町クリニック	白山市美川浜町タ37	令和2年2月10日

### 石川県告示第62号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地	令和2年3月1日	令和5年2月28日

### 石川県告示第63号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	優しいおしおき おやすみ、ご主人様	オ ー ピ ー 映 画
〃	悶撫乱（もんぶらん）の女 ふしだらに濡れて	〃
〃	女ざかり 白く濡れた太股	〃
〃	（秘）裏風俗 超エレクト生本番	新 東 宝 映 画

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

令和2年3月3日

### 石川県告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
白山都市計画公園 6・6・2号 手取公園	(1) 追加する区域 白山市美川永代町甲の一部 (2) 削除する区域 白山市美川永代町甲の一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画公園 5・5・1号 松任海浜公園	削除する区域 白山市徳光町の一部	〃

## 公 告

### 地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

能美農業協同組合

土井 重夫

能美市粟生町ヨ1番地

#### 2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
佐々木 康 幸	能美郡川北町土室ら29-1	もみ、玄米、大麦、大豆
松 下 武 司	小松市安宅町り45-396	玄米、大麦、大豆

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定による令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を公益財団法人建築技術教育普及センターに委託し、次のとおり実施する。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月5日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和2年9月13日(日) 午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和2年7月12日(日) 午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和2年10月11日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

野々市市扇が丘7番1号

金沢工業大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

金沢市角間町

金沢大学

イ 設計製図の試験

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 受験申込手続

受験申込手続については、公益財団法人建築技術教育普及センターの定めるところによる。

4 その他

(1) 設計製図の課題は、令和2年6月10日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

(2) 受験申込書及び受験要領の請求、詳細な点についての問合せ等は、石川県土木部建築住宅課又は一般社団法人石川県建築士会へすること。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から

都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画下水道	石川県土木部都市計画課及び能美市土木部都市計画課

## 公安委員会

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2年3月3日

石川県金沢中警察署長  
警視正 村 本 義 和

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- 名称  
株式会社アイビックス北陸
- 主たる事務所の所在地  
金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

- 区域  
石川県金沢中警察署の管轄区域
- 期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和2年3月3日

石川県金沢東警察署長  
警視 北 川 清 和

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- 名称  
株式会社アイビックス北陸
- 主たる事務所の所在地  
金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

- 区域  
石川県金沢東警察署の管轄区域
- 期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党能登支部	山 口 彦 衛	堂 前 利 昭	鳳珠郡能登町字五郎左エ門分桐部16	令和2年1月22日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
実践令和会	和田内 幸 三	不 破 大 仁	金沢市涌波3-9-5	令和2年1月23日
日本母親連盟石川支部	尾 山 小百合	孫 英 子	河北郡津幡町津幡リ61-4	令和2年1月28日

**石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 11 号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県柔道整復師支部	嶋 谷 清	会計責任者	津 田 佳 之	金 田 豊 茂	令和元年5月19日
自由民主党石川県河北郡第二支部	焼 田 宏 明	会計責任者	大 浦 秀 次	東 田 徹	令和2年1月15日
自由民主党津幡町支部	焼 田 宏 明	会計責任者	大 浦 秀 次	東 田 徹	令和2年1月15日
自由民主党田鶴浜支部	舘 野 繁 雄	主たる事務所の所在地	七尾市高田町ヤ部33	七尾市田鶴浜町ト部128	令和2年1月21日
		代 表 者	舘 野 繁 雄	野 崎 博	

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
向山忠秀後援会	岩 坂 一 成	代 表 者	岩 坂 一 成	小 松 次 作	平成31年3月1日
		会 計 責 任 者	勘 耶 一 郎	浜 木 満 喜	
石川県柔道接骨師連盟	嶋 谷 清	会計責任者	津 田 佳 之	金 田 豊 茂	令和元年5月19日
谷本正憲繊維協会後援会	大 宮 睦 夫	会計責任者	飴 谷 義 博	吉 田 繁	令和元年6月1日
協同組合金沢問屋センター谷本正憲後援会	高 桑 幸 一	会計責任者	川 崎 眞 人	泉 康 次	令和元年7月1日
政治結社大日本天神会	北 川 慎 一	主たる事務所の所在地	加賀市山代温泉桔梗丘3丁目24-1スカイハイツ201	加賀市山代温泉リ-76-105	令和元年10月1日
		会 計 責 任 者	京 谷 有 妥 子	山 崎 浩 行	
新政友の会	矢 田 富 郎	代 表 者	矢 田 富 郎	菊 知 龍 雄	令和元年12月31日

大 青 会	藤 弥 昌 宏	主たる事務所の所在地	金沢市涌波3-9-5	金沢市神田1-31-1	令和2年1月1日
		代表者	藤 弥 昌 宏	石 動 博 一	
水 土 里 の 会	山 崎 軍 治	会計責任者	大 浦 秀 次	東 田 徹	令和2年1月15日
や け だ 宏 明 後 援 会	山 崎 正	会計責任者	大 浦 秀 次	東 田 徹	令和2年1月15日
油 野 和 一 郎 後 援 会	小 山 良 一	政治団体の名称	油野和一郎後援会	油 野 和 一 郎 かほく市後援会	令和2年1月22日
		主たる事務所の所在地	かほく市木津ハ23-29	かほく市白尾リ29番地1	
		代表者	小 山 良 一	板 井 寛 一	
や ち 律 夫 後 援 会	谷 内 律 夫	会計責任者	藤 元 幸 男	中 谷 外 喜 雄	令和2年1月30日

### 石川県選挙管理委員会告示12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月3日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自 由 民 主 党 内 浦 支 部	椿 原 安 弘	令和2年1月20日
自 由 民 主 党 能 都 支 部	持 木 一 茂	令和2年1月20日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
新 世 紀 政 治 研 究 会	矢 田 富 郎	令和元年12月31日
新 政 友 の 会	矢 田 富 郎	令和元年12月31日
金 原 博 連 合 後 援 会	田 村 政 博	令和元年12月31日
新 生 ク ラ ブ	高 崎 一 郎	令和元年12月31日
一 日 会	金 原 博	令和元年12月31日

### 石川県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和2年3月3日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
金 原 博	一 日 会	令和元年12月31日

## 人 事 委 員 会

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年三月三日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第三号

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター

別表第一中 一般財団法人先端医学薬学研究センター を

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」

「公益財団法人いしかわまちづくり技術センター

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

「一般社団法人金沢港振興協会

一般社団法人地方税電子化協議会 を 「一般社団法人金沢港振興協会 に改める。

公益社団法人日本フェンシング協会」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

届出の理由(該当する□にレ印を付けること。)

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)

を

届出の理由(該当する□にレ印を付けること。)

- 1 新たに職員となった(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった(子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある(行政9級職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政9級職員等にあつては、子に限る。)

に

改め、同様式記入上の注意5中「届出の理由2又は3」を「届出の理由3又は4」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

